

氏名	まるはし 丸橋 裕
学位(専攻分野)	博士(文学)
学位記番号	論文博第467号
学位授与の日付	平成16年7月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	プラトンの政治哲学 ——対話篇『法律』における哲学の課題——

論文調査委員 (主査) 教授 内山勝利 助教授 中畑正志 教授 中務哲郎

論文内容の要旨

本論文の目的は、プラトンの対話篇『法律』の精緻なテキスト分析を通じて、彼の政治哲学の基本理念を明らかにし、それが政治哲学の根源としても普遍的な意義を問うことにある。その作業は、同時に『法律』の基底にある哲学思想そのものの正当な再評価を試みるものとして、この著作を「非プラトンの」とする広く行き渡った解釈をしりぞけ、通念的なプラトン像やプラトニズムの伝統をも問い直す契機となるべきものである。

「序章」において、論者はまず『国家』と『法律』との関係に着目しつつ、『法律』研究史を概観し、現代的な国家論・正義論の諸相との対照を試みる。そのさい、特にリベラリズム的立場の政治思想とそれに呼応する『法律』解釈のうちに、プラトンの基本的構想を見ようとする。そして、『国家』の哲人統治論と『法律』の根幹をなす「法の支配」の理念とを統一的に把握する視点を、ときに『政治家(ポリティコス)』の立場をも介在させながら、両対話篇のあいだに共通するパラダイグマティズム(範型主義)に定める。その上で、プラトン哲学の基本理念が政治哲学の根源として持つ根本的な意義とは何であるかを探究するためのトポスとして、(1) 哲学的人間学の構想、(2) 国制論におけるパラダイグマティズム、(3) 真の政治術としての「魂への配慮」の3点を集約列挙する。これらがすなわち、本論文の展開の基本枠をなす項目である。

まず第Ⅰ章および第Ⅱ章において、プラトンの『法律』が、人間的生の全領域を規定すべき立法を根拠づけそれを正当化するために、人間的主体性の陶冶を目指す哲学的人間学を基盤に置いていることに論者は注目し、その基本構想を明らかにすることに努める。

第Ⅰ章では、人間の行為を律する原因として、プラトンにおいては「知」の力が基底をなすべきものであったことが、初期対話篇以来繰り返し論じられている「アクラシアー(無抑制)」の問題を手がかりにして、再確認される。論者によれば、初期対話篇(特に『プロタゴラス』)の当該個所で提起された行為のアイティアー(原因)をめぐる問いは、『国家』においては支配者層および哲人王にとっての行為を根拠づける「知」のあり方へ、また『法律』においては支配されるべき一般市民の教育という異った視野から、彼らの行為の根拠づけとしての法の備えるべき「理知分別」のあり方へと、一貫した仕方で連続的に展開されているのである。第Ⅱ章で扱われる「人間=神の操り人形」の比喻(『法律』第1巻644C ff.)は、人間一般の自然状態をきわめて的確に描き出すとともに、プラトンにおいて、人間がそのような自然状態を脱して、より善い生を達成するためにはどうすればいいかを、世人大衆に説き勧めるための手立てであった。論者によれば、人間はさまざまな情念と欲望(および理知)の糸に操られながら、しかしそのつどの行為決定において、どの糸に引かれるべきかの主体的な選択を繰り返す中で、自己を形成していくものとされ、ただし理知分別の糸はわれわれを強制することがないので、人間は、より善き生を望まざり、「国家の共通の法」の操りに従って主体的に自己形成に努めなければならない。したがって、プラトンの構想する「法」は、人間的自由の実現を志向するものであるとともに、その普遍主義的な正当化の根拠を正義と善への洞察力をもった知性に基づくべきものとされるのである。

第Ⅲ章では『国家』と『法律』との間を結ぶパラダイグマティズム(範型主義)の関係が明瞭化され、両著作を一貫するプラトンの思想的立場が確認される。『法律』の国制は「最善の国制」を範型とする「第二の国制」(その国家はマグネシア

と名付けられる)であり、哲人王なき世界に生きるわれわれが可能なかぎり善く生きるための具体的な方策を示そうとするものである。論者は、プラトンが過度の自己愛と欲望の追及に狂奔する人間的現実を見据えながら、人びとにその無知の自覚を促し、可能なかぎりでの公共的善の実現を目指そうとしていることを読み取る。『法律』の「第二の国制」においては、「法の支配」の下に、『国家』の理想主義のうちにすでに内包されていた、政治と哲学の緊張関係を可能なかぎり緩和し、新たな公共性の哲学を確立しようとするものとされる。

以上のように位置づけられた『法律』の「公共性の哲学」の具体的諸相が、第Ⅳ章から第Ⅵ章において論じられる。

まず取り上げられるのが、『国家』においては批判的に語られていた音楽・文藝の役割と市民教育の問題である(第Ⅳ章)。『法律』においては、その教育的機能が大きく評価され、特に青年・壮年・老年の3つの世代ごとに編成されたコロス(合唱舞踏隊)の果たす市民教育への効果が第Ⅰ巻において主題的に論じられている。マグネシアの3つのコロスは、感情教育、治癒教育、再生教育というかたちで、市民たちの全生涯にわたる幸福への努力をうながす場である。これは、論者によれば、『国家』において支配者教育の前段階に位置づけられていた、音楽・文藝による感情教育を全市民の生涯教育へと拡張させたものにほかならず、特に老年層からなるディオニュソスのコロスの日常的な対話活動は、市民レベルでの文藝批判の実践なのであり、彼らは実務経験を積みながら、国家と法のあり方、教育と文化の将来的あり方を語り合うことによって、ロゴスとしての立法者の導きを補佐する役割を担うものとされる。

本論文において次に強調されるのが、上述のコロス(合唱舞踏隊)を含めて、法律の前文、神話伝説・物語、さらには対話問答など、さまざまな言論による市民への「説得」が展開されていることである(第Ⅴ章)。論者によれば、それらは、ディアレクティケー(哲学的問答法)を基盤とする立法者自身の立法行為を補佐すると同時に、その法の命ずる真なる理をすべての市民たちが自発的に魂の内に内面化するようにうながすという意味において、かつてソクラテスが行っていた対話活動の意義を可能なかぎり組織化し普遍化させるべきものである。マグネシアにおいて社会的な合意の最終的な基盤となっているものは、そうした対話的行為であることを、論者は適切に導き出している。しかも、その説得は可能なかぎり「理性」に訴えられており、たとえば「法の前文」として展開されている個所は、まさに哲学的議論にきわめて近接した理性的な説得を意図しているし、また第Ⅴ巻における若き無神論者たちを相手にした対話は、最もすぐれた理性的説得の実行例である。

第Ⅵ章で論じられているように、『法律』の基本思想は、その刑罰論にも明確に表われている。マグネシアにおいては、すべての加害行為が、いったんはあくまでも被害者の立場から判断される。たとえ故意によらない加害行為であっても、そこから生じた結果は、賠償と浄めによって原状回復されなければならない、市民間に友好の関係が再構築されるようにしなければならない。その上で、加害者の「魂の状態」が吟味され、それが不正な状態、すなわち「最大の無知」あるいは「二重の無知」に陥っていると判定されたならば、その欠陥状態を可能なかぎり治癒し改善するために、さまざまな治癒教育が実施される。極刑が科せられるのは、その魂がどうしても治療不可能であると判定された場合のみである。『法律』で語られる、このような三段階の裁きという構想の基底にあるのは、本論文の前半部でも論じられた「すべての不正は本意なものである」とするソクラテスのパラドクスにはほかならないことを、論者は主張する。さきに論じられた「人間=神の操り人形」の思想は、それと連動して、いかに不正な人間であっても、理知分別という「黄金の糸」によっても吊り下げられているとする確信をプラトンにもたらしめているのであり、自らの無知を自覚して真の自由を獲得するための自己教育に努めるならば、人は一般的にいかなる場合でも不幸な魂の状態を治療することができるというのが彼の基本的立場であることを、論者は導出している。

最後に、終章において、ふたたび『国家』的な哲人統治論との対比において、「法の支配」を根幹とする国家体制についての原理的考察がなされる。マグネシアの国制と法律を保全するために、『国家』における哲人統治者に代わるものとして導入される最重要機構は「夜の会議」である。その根本的役割は、政治の中心にいる執政官たちが、本来の職務を離れて、有能な若者たちと共同して、「全体的な徳」とは何であり、それはいかにして実現されうかを語り合うことにある。プラトンの政治哲学においてつねに強調されている原則は、正統な哲学が国政の基本計画の基盤とならなければならないこと、国政の変更は法の支配のもとに実施され、かつそれにつて支配者・非支配者の間に合意が成立していなければならないこと、の2点である。論者は、「夜の会議」がこれらの原則を可能なかぎり最終的に保障する知的・倫理的権威であるものと位

置づけ、この会議における対話活動こそ、哲人王不在の「第二の国制」において、「法の支配」に正義と善を志向する知性の支配に準ずる自然本来性をもたらすと同時に、正義をめぐる意見対立が避けられない実際的な国家社会において、法への公共的信頼を維持保全するための、決定的役割をもつべきものであると結論する。

以上の考察によって、論者が最終的に明らかにしようとしているのは、『法律』の国家モデルが、すでに『国家』において原理的に提起されていた原範型としての最善の国制を、経験的な世界において可能なかぎり十全な似像として実現しようとしたものだという事である。それは「法の支配」を原則とすることによって、一方において《善》のアイデアの直知によって根拠づけられるべき「知性の支配」を間接的に（しかし究極の）原理とするものであるとともに、むしろそれ以上に重要な事柄として論者が強調しているのは、その国家の運営と保全がソクラテス的な対話問答にもとづく「魂への配慮」によってこそ支えられている、ということである。初期のプラトンによって確立された吟味と探究の哲学が、『法律』においては、個の次元から国家という共生の場に移され、『国家』に代表される中期プラトンのアイデア論哲学のもとに、新たな公共性の哲学へと発展させられている。その新たな国家の建設と運営は、制約的な自然本性にしか与りえない人間が、哲人王不在の状況下で、範型としての最善の国家を経験的な似像世界という舞台において「模倣」しようとして演ずる「最も美しきドラマ」なのである。

論文審査の結果の要旨

プラトンの最大の著作『法律』は、彼の最晩年に書かれ、未完に終わったものが別の編纂者の手で纏められたとも伝えられる対話篇である。事実、他の著作に比して伝承テキストには問題が多い。また、主題的には彼の中期の代表作『国家』と対応するものでありながら、その論調は、一見したところ、アイデア論的な理想主義とは遠く、むしろ政治的・人間的現実を冷徹に洞察するものとなっている。そうした理由もあって、この著作は従来のプラトン研究において、全面的な取り組みが十分になされたとは言いがたい状況におかれてきた。論者は、あえてこの著作を正面から取り上げ、精緻なテキスト分析を通じて、その政治哲学的内実の根幹をなすものの解明を試みるとともに、その背後にある彼の政治哲学の基本理念を明らかにしようと努めている。

論者は、まず序章において、『国家』と『法律』との関係に着目しつつ、『法律』研究史を概観し、現代的な国家論・正義論の諸相との対照を試み、リベラリズムの立場の政治思想とそれに呼応する『法律』解釈のうちに、この著作におけるプラトンの基本的立場を定位する。そして、そこに提示された「法の支配」の理念を支える哲学的理念として、(1) 哲学的人間学の構想、(2) 国制論におけるパラダイグマティズム、(3) 真の政治術としての「魂への配慮」の3点を集約列挙する。これらがすなわち、本論文の展開の基本枠をなす項目である。

(1) の考察に対応した第Ⅰ章および第Ⅱ章において、論者は、「アクラシアー」（すなわち道徳的抑制の効かない状態）について初期著作以来のプラトンの考え方を変遷的にとらえつつ、『法律』における「人間＝神の操り人形」の比喩を通じて、この問題についてのプラトンの最終的立場を見る。それによれば、人間はさまざまな情念と欲望（および理知）の糸に操られながら、しかしそのつどの行為決定において、どの糸に引かれるべきかの主体的な選択を繰り返す中で、自己を形成していくものとされる。ただし理知分別の糸はわれわれを強制することがないので、人間は、より善き生を望むかぎり、「国家の共通の法」の操りに従って主体的に自己形成に努めなければならない、という仕方で行為規範としての法と人間の自己形成とが関連づけられる。ここに論じられているのは一般市民層の教育に関する事柄であり、こうした役割を担うためには、法は正義と善を志向する知性の支配にもとづいたものでなければならない、とする論者の視点と指摘は適切であるが、法の順守の過程で、いかにして主体的な自己形成が獲得されていくのかについては、市民道徳的な意味での「自己」をどのように想定すべきなのかという点も含めて、いまだ十分な議論に至っていないところが残る。

(2) に関わる第Ⅲ章では『国家』と『法律』との間を結ぶパラダイグマティズム（範型主義）の関係が明瞭化され、両著作を一貫するプラトンの思想的立場が確認される。論者によれば、『法律』の国制は、「最善の国制」を範型とする「第二の国制」（その国家はマグネシアと名付けられる）であり、哲人王なき世界に生きるわれわれが可能なかぎり善く生きるための具体的な方策を示そうとするものである。こうした解釈は必ずしも新しいものではないが、プラトンのパラダイグマティズムの視点を明確に適用して、『法律』の思想を一貫したプラトン哲学のうちに位置づけたことは、「第二の国制」は、

「法の支配」の下に、『国家』の理想主義のうちにすでに内包されていた、政治と哲学の緊張関係を可能なかぎり緩和し、新たな公共性の哲学を確立しようとするものである、とする指摘とともに、高く評価するに値しよう。

以上のような基本思想を踏まえた「第二の国制」における具体的諸相が、第Ⅳ章から第Ⅵ章において、主として(3)に連動した観点から論じられる。第Ⅳ章では『国家』においては批判的に語られていた音楽・文藝の肯定的評価と市民教育における役割、第Ⅴ章では、音楽・文藝の機能を含めて、法律の前文、神話伝説・物語、さらには対話問答など、さまざまな言論による市民への「説得」がきわめて重要視されていることの指摘とその意図の明示がなされる。この部分の立論は、青年・壮年・老年の3つの世代ごとに編成されたコロス(合唱舞踏隊)の役割を詳しく読み解くことを基礎にして、とりわけ充実したものとなっており、「説得」は、ディアレクティケー(哲学的問答法)を基盤とする立法者自身の立法行為を補佐すると同時に、その法の命ずる真なる理をすべての市民たちが自発的に魂の内に内面化するようにうながすという意味において、かつてソクラテスが行っていた対話活動の意義を可能なかぎり組織化し普遍化させるべきものである、という指摘は、『法律』全体の根本思想を明確にとらえている。つづく第Ⅵ章における徹底した教育刑の立場をとるプラトンの刑罰論の解明からも、「第二の国制」において、社会的な合意の最終的な基盤となっているものはそうした対話的行為であることを、論者は適切に導き出している。

終章においても、「夜の会議」という国政担当者と有能な若者との共同対話の場の意義と機能の検討を通じて纏められているように、論者は、法を基盤とした国家のあり方として、つねに対話と説得を通じて、一方では真なる知への遡源を図る努力をつづけるとともに、他方で全市民的合意を形成維持していくことの必要性を『法律』の思想から導出している。この結論自体は、むしろ当然のものであらうが、当該著作のたんなる解釈を通じて内容豊かな具体的諸相においてそれに肉付けし、同時にその根底にある哲学的骨格を明確に示したことは、今後の『法律』研究の一つの基盤として、意義ある成果であると言うことができよう。

以上、審査したところにより、本論文は博士(文学)の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2004年6月26日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について試問した結果、合格と認めた。